

別記（１）－③

③ 地消地産化モデル創出支援

第１ 事業の目的

商品開発力、販売力、経営力に優れた食品等製造事業者の持つ力を、地域の１次産業から３次産業までに波及させることにより、地域経済循環拡大の先導的モデルの創出を図る。

第２ 事業の内容

食料品及び飲料製造業を中心として、１次、２次、３次産業でネットワークに参加する事業者と連携して、域外外貨の獲得、県内製造の拡大、県産原材料使用の拡大を図る等の取り組みの課題解決を一体的に図る取り組みを支援する。

第３ 事業実施主体

本事業の実施主体は、島根県内に主たる事業所又は工場を有する食品等製造事業者とする。

第４ 事業要件

事業実施主体は、次の要件を全て満たすこととする。

- (１) 支援対象となり得るネットワーク参加事業者を定めること。
- (２) 事業計画の策定や実施にあたり、支援機関との調整を図ること。
- (３) 県税の滞納がないこと。

第５ 推進体制

県、事業実施主体及び支援機関は連携し、一体となり事業の実施にあたるものとする。

第６ 実施等の手続き

- １ 募集については、別途定めるところにより実施するものとする。
- ２ 事業実施主体は、本事業の実施に際して、事業実施計画書（様式第１号の③）を作成し、別途定める期日までに知事に提出すること。
- ３ 県は、事業実施事業計画書をもとに、別に定める審査の評価を踏まえ、当該事業実施主体と協議を行い、適当と認められたときは、これを内諾するものとする。
- ４ 事業の内諾を受けた事業実施主体は、交付要綱第５条に基づき、事業実施計画書に補助金交付申請書（様式第２号）と関係書類を添えて知事に提出するものとし、県は、審査のうえ、交付決定をもって事業採択とする。

第７ 実績報告

事業実施主体は、本事業の実績報告に際して、実績報告書（様式第１号の③）を作成し、補助金実績報告書（様式第８号）と関係書類を添えて知事に提出すること。

第８ 事業実施状況報告

事業実施主体は、達成状況報告書（様式第１２号）により目標数値の達成状況の報告を知事に提出すること。